

工事故に対する Q & A

工事関係者

Q 1 工事関係者の定義は何のために必要ですか？

工事関係者の定義は、受注者の次の責任の有無を見極めるときに、必要になります。

- ① 工事関係者が第三者に損害を与えた場合の、受注者の使用者責任（民法第715条）
- ② 工事関係者が負傷した場合の、受注者の安全配慮責任

使用者責任

民法第715条は、ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う、と定めています。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない、としています。

民法上、受注者は、工事に従事していた者（有償・無償、契約の有無を問わず）が、部外者に対して損害を及ぼした場合は当然のこと、工事に従事していた者が損害を受けた場合にも責任を負います。ただし、直接間接に元請負人の指揮監督関係が及んでいる場合になされた行為が限度です。

最高裁は、安全配慮義務という概念をもって、使用者責任を広く認め、作業員を救済しています。（車両の整備を行っていた自衛隊員が、同僚隊員の過失で車両の下敷きになって死亡した事件では、国の使用者としての責任を認めました。昭和50年2月25日判決）

工事関係者の定義と使用者責任の比較

工事故の対象	対象外
ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生じた場合 ・ 指揮監督の範囲外

Q 2 工事関係者の具体例は？

工事関係者とは、受注者の現場従事職員のほか、受注者の指揮監督の下で当該工事の作業に従事する者といえます。

受注者のほか		
下請人（全次）	○	○：該当 ×：非該当
受託会社	○	
警備会社	○	
森林組合等	○	
一人親方	○	
個人	○	
上記の履行補助者	○	

指揮監督の下		
受注者から指図を受ける立場の者	○	かつ
受注者以外から受注者の指図を受ける立場にある者 ※	○	
資材、物品等を現場内へ配達するだけの者	×	
同一現場内の他の工事関係者	×	

当該工事の作業		
主たる工事の作業	○	かつ
測量、伐木、設営等の従たる作業	○	
資材、生コン等の荷下ろし作業	○	
警備作業	○	
受注者の指図に従わない作業	×	
私的な作業	×	

※例：元請け会社の指揮監督が及んでいる下請けA会社の技術者とA会社の従業員の関係

Q 3 **トラックから資材を降ろしている途中に、資材会社の従業員が負傷したら？**

現場の管理者が当該従業員を指揮監督していた場合は、工事関係者事故に該当します。

Q 4 **生コン車の運転手が荷台から転落したら？**

現場の管理者が運転手を指揮監督していたわけではなく、運転手が単に足を滑らせて落ちたのであれば、工事関係者事故とはなりません。

運転手が他の建設機械等に接触されて転落したのであれば、工事関係者事故です。

安全管理の不適切の程度

Q 5 **安全管理が不適切でない（軽微）と判断できる場合は？**

使用者責任が免除される民法第715条の但書が根拠となります。

〈民法715条抜粋〉

「ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。」

これを工事現場に置き換えると、

現場の管理者は普段から安全対策をとっていたが、事故の発生を予見できなかった又は回避することができなかった場合となります。

(1) ヒューマンエラー

例：側溝に蓋板を設置する作業中、手が滑って蓋板を自分の足に落とした。→例外はQ 6

例：手や指を挟んだ。つまづいて転倒した。重機等から降りるときに腰、足首等を痛めた。

(2) 作業員が監督員の指示に従わず、独自の方法（横着）で作業した場合

例：近道をしようとして、バックホウで土手を斜めに登ったところ、横転して下敷きになった。

(3) 自然現象が直接の原因である場合

例：突風で作業員が転倒したり、飛来物が作業員に衝突して負傷した。

(4) ケーブルや管に対する対応に不備がなかった場合

例：事前調査でも存在がわからなかったケーブルや管を切断した。

例：管理者（四電、NTT、ガス会社等）に事前に連絡して、その立会いの下に作業していたが、切断してしまった。

Q 6 **安全靴を履かないで作業しているときに、物を足に落として受傷したら？**

吊荷や作業員が手に持つ物は、常に落下する危険性をもっています。

これらが万一落下した場合でも作業員が受傷しないための安全対策が「安全靴」です。

作業員に安全靴を履かせていれば、少なくとも重傷は回避することができます。

事故の直接の原因がヒューマンエラーであっても、現場の管理者が、重量物を扱う作業員に安全靴を履かせていなかった場合は、安全管理に不備があったといえます。

工事区域外での事故

Q 7 **作業員が輸送作業中に公道で交通事故を起こしたら？**

事故発生状況を鑑み、判断します。

Q 8 **作業員が輸送作業以外（通勤途中又は現場への移動等）の交通事故で負傷したときは？**

工事関係者事故には該当しません。

Q 9 **作業員が輸送作業以外（通勤途中又は現場への移動等）の交通事故で第三者を負傷させ又は物損を与えた時は？**

工事関係者事故には該当しません。

Q 1 0 残土流用先現場で負傷した場合は？

- ・ A工区の残土をB工区に流用するために、B工区の仮置場で作業している場合に
B工区の監督から指図があった場合に負傷した時は、B工区の受注者を措置の対象とします。
※負傷した作業員はB工区の工事関係者に該当するため。
- ・ A工区の残土をB工区に流用するために、B工区の仮置場で作業している場合に
B工区の監督から指図が無い場合は、A工区の輸送作業中であるため、A工区の受注者を
措置の対象とします。